

平成20年度 第3回
桐生市公共工事等入札監視委員会審議概要

開催期日	平成21年1月20日(火)
開催場所	桐生市役所 特別会議室
出席委員	委員長 白田佳充(弁護士) 委員長代理 清水義彦(大学准教授) 委員 大武ゆかり(税理士)
市側出席者	都市整備部長、水道局長、契約検査課長 外20名
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <p>1. 抽出結果の報告 今回の抽出当番委員である大武委員から次のとおり抽出結果の報告が行われた。 (抽出結果報告) (1) 平成20年度上半期に発注した工事193件、測量・コンサルタント等の委託27件の中から8件を抽出し、審議の優先順位を付した。 (2) 今回の抽出は、落札率、担当課のバランスを考慮する中で8件の抽出を行ってみた。</p> <p>2. 抽出事案の審議 審議概要は、下記のとおり。</p> <p>3. 次回の定例会議の抽出当番委員について 清水委員長代理が抽出することとなった。</p> <p>4. その他 (1) 次回会議は、平成21年5月26日(火)午前10時から、開催することとなった。</p>

委 員	事 務 局
<p>1. 側溝改修工事について</p> <p>○今回、予定価格に対して落札価格の開きがあまりないが、2～3万の差では少なすぎないか。</p> <p>○予定価格が事前に公表されているので、予定価格と落札金額の差が、数万円となる場合もあり、こうした落札金額設定はやむを得ないものと考えられる。</p> <p>○一覧調書下段にある、「予定価格および最低制限価格の事前公表については、入札の透明性確保のため実施するものである。」とあるが、予定価格や最低制限価格の公表は、透明性の確保というよりも、業者との癒着予防だと思いが、どうか。</p> <p>2. ケーキバンカ修繕</p> <p>○新規に導入するものか、以前からあるものを修繕するのか。また、修繕は、設置した業者と同じ業者か。</p> <p>○前に納入した業者なら機器の特殊性や修繕のやり易さ、メンテナンスも含めた価格等の面で安くなったと思われる。</p> <p>○この機器の技術をもっている業者は県内</p>	<p>●単価等については、群馬県の単価を使用し設計している。予定価格も事前公表されているが、設計すると同じような価格になる。</p> <p>●国においては、予定価格等の公表は、事後公表となっている。地方公共団体では、予定価格及び最低制限価格の事前公表が認められているので、一覧調書にその旨を記載し、事前公表をしている。メリットについては、透明性の確保もあるが、職員と業者の癒着防止もある。本市においては、過去に不祥事があり、それ以降事前公表を行っているという経緯がある。</p> <p>●以前からのものを修繕するもので、設置した業者と同じ業者である。</p> <p>●保守点検業務の委託業者であり、内容を熟知しているので、受注意欲も高く、今回は落札率が82.66%となったものと考えられる。</p> <p>●今回7社を指名したが県内には他に数社</p>

<p>には何社あるのか、また指名した基準はどのような理由か。</p> <p>○指名業者の具体的な住所はどこか。</p> <p>○特殊な器具なので、業者の見積価格に反映していると思うが、市としては、設計の基準があるのか。</p> <p>○最低制限価格はどのような基準になっているのか。</p> <p>3. (仮称) 桐生市総合福祉センター各所改修機械設備工事</p> <p>○落札価格は最低制限価格となったのか。</p> <p>○安く落札できたその理由は何か。</p> <p>○最低制限価格での落札した場合に、工事品質の低下につながらないか。</p> <p>○最低制限価格で落札したときの価格の有り方について検討する必要はないか。</p>	<p>ある。指名は、県内で対応できる業者を選出している。</p> <p>●前橋市と高崎市、市内に営業所がある業者もある。</p> <p>●材料については、県標準歩掛りを利用し、労務等については、国土交通省監修の設計要領により設計している。</p> <p>●予定価格の3分の2としている。</p> <p>●ご指摘のとおりである。</p> <p>●業者の受注意欲の結果と考えているが、業者の積算内訳書を検討した結果では、市の積算と比べて、冷暖房機器で1700万、諸経費で680万の差があった。設計は県の標準材料単価、建設物価等の積算資料に基づき設計した。業者のメーカーとの交渉により安く仕入を行ったりして、入札価格は業者の企業努力だと思う。</p> <p>●工事については、厳重に品質管理を行っており、検査も実施するので問題はないものと考えている。</p> <p>●材料については、仕様書等で企画が決まっているので、問題はないと思われる。機器をメーカーから安く仕入れできるものと考えている。</p>
---	---

<p>○予定価格の3分の2で品質が本当に保たれているのか。</p> <p>○一般私企業間では安く入札した場合、訴訟等のトラブルが結構ある。大きな工事の場合、監視能力が問われるが、同じような問題はありますか。</p> <p>○業者が設計額に対して何故安く受注することが可能なのか、検討したことがあるか。</p> <p>○安くなることは良いが、現場の監理、監視能力を高めて体制をとっていくことが必要で、そういうことも検討をお願いしたい。</p> <p>○市場の価格がわからないので、予定価格が高すぎたということはないか。</p> <p>○建築資材の価格は難しいので、一層の努力をお願いしたい。</p> <p>○国では、低入札価格調査制度を行っているが、桐生市では導入していないのか。</p> <p>○将来的には、低入札価格調査制度の導入を検討していただきたい。</p>	<p>●業者としては、入札前に機器の購入価格をメーカーと交渉を行い、その結果として、入札したものであると思う。</p> <p>●工事にあたっては、監督員が現場を監理しているので、手抜き工事などは考えられない。</p> <p>●研究したことはないが、今回のように、最低制限価格での落札が多いようであれば、今後研究していきたい。</p> <p>●機器類の市場調査については、今後、研究するとともに、工事監理について万全を期していきたい。</p> <p>●設計額は県の単価を使用し、県の単価に無いものは建設物価本等を使って積算しており、また建設物価の本にないようなものは、3社から見積りを徴して積算している。</p> <p>●統計的な資料を利用するため、どうしても、時間的なロスがある。短期的な資材価格の変動にも可能な限り対応・反映させていきたい。</p> <p>●国では導入しているが、県や市では、対応は、まちまちである。本市では、低入札価格調査は導入していない。</p> <p>●今後、検討して行きたい。</p>
--	---

<p>○落札した業者の規模は大きいのか。</p> <p>○追加工事について、価格の算定はどう行ったのか。</p> <p>4. (仮称) 中通り大橋桁架設工事</p> <p>○入札業者が1社だが、入札の参加条件にある経営事項審査に係る総合評定値1,100点以上とある該当業者は全国に何社あるのか。</p> <p>○何故、1社しか入札しないのか。</p> <p>○予定価格について、算定期間でのコストの妥当性を検討したか。</p> <p>○6径間全てを完成させるのか。</p> <p>○業者は橋の専門業者か。</p> <p>5. 流域関連公共下水道事業 下水道管渠築造工事（面整備事業）</p> <p>○参加資格の中でランクA・Bに該当とある</p>	<p>●登録業者Aランクで市内では比較的大きな業者となる。</p> <p>●請負比率により算定している。</p> <p>●桁架設のできる工事業者は、桐生市に登録してある業者では82社あるが、1,100点以上となる該当業者は鉄鋼メーカー13社、ゼネコン18社で合計31社ある。</p> <p>●この架設については橋桁を運搬して橋脚に乗せるので、入札の時期に燃料が高騰していたことを考えると、業者としては予定価格ぎりぎりのところ、入札したものと思われる。</p> <p>●予定価格については、県の単価を使って積算したが、高騰する前の積算単価となるので、その差異が出たものと思う。結果この設計価格でやらざるを得なかったが、積算は妥当と思う。</p> <p>●片側2車線分で下流部分に設置する。</p> <p>●日本鋼管と川鉄橋梁鉄構が合併してできた会社で、橋だけでなく鉄鋼製品から造船までを手掛けている。</p> <p>●業者としてのランク付けをしている。</p>
---	---

<p>が業者のランクか、それとも施工する技術者でのランクか。</p> <p>○予定価格及び最低制限価格は、業者の利益はどのくらい見込んで設計しているのか。</p> <p>○同値により抽選で決定とあるが、これは何か。</p> <p>○最低制限価格で落札した場合、公共工事の品質、受注業者の対応等、検討する必要があるのではないか。</p> <p>○低入札価格調査制度の導入までとは言わないが、一般市民への説明責任があると思う。そのため、どうして最低制限価格で入札したか等、業者に対し、ヒアリングを求める必要があると思う。</p>	<p>●県の標準単価を使って設計しており、利益についての項目はないので、わからない。</p> <p>●最低制限価格で複数社ある場合は、全て抽選により落札者を決定している。</p> <p>●ケースが多い場合には、今後検討する必要があるが、19年度で7件、20年度で7件であった。年間220件の内の7件なので、最低制限価格での落札が多くなれば、今後、検討する必要があると思う。</p> <p>●今後、検討してみたい。</p>
<p>6. 特定環境保全公共下水道事業</p> <p>下水道管渠実施設計業務委託</p> <p>○この委託は、測量・コンサルタントの業務か。</p> <p>○設計業務委託の場合は、最低制限価格が設定されていない理由は何か。</p> <p>○落札業者の所在地はどこか、また、他の業者の所在地はどこか。</p>	<p>●ご指摘のとおりである。</p> <p>●設計業務委託については、昨年度、最低制限価格での入札が多く見られ、業務完了後の検収検査をしっかりと行えば問題はないことから、平成20年4月から最低制限価格の設定を取止めた。</p> <p>●落札業者は伊勢崎市で、その他は、桐生市内および県内の業者を指名している。</p>

<p>○設計金額は、どうやって設計しているのか。</p> <p>7. 広沢送水ポンプ3・4号取替工事</p> <p>○全社予定価格に近い価格での入札となっているが、企業努力はなかったのか。</p> <p>○入札辞退業者が1社あるが、辞退する業者は多いのか。</p> <p>○公共工事全体として、辞退についてはどう考えているか。</p> <p>8. 新里地区配水管計画作成業務委託</p> <p>○コンサルタント業務と思われるが、企画書等を提出させる、プロポーザル方式ではなく、価格だけの競争入札か。</p> <p>○予定価格に対し、落札金額が余りにも安く差が大きいが、何らかの検証が必要ではないか。</p>	<p>●県の基準単価及び標準歩掛かりを利用して設計している。</p> <p>●利益率の少ない工事であったかと思う。そのため、各社予定価格ぎりぎりでの入札となったものと思われる。</p> <p>●頻繁にある訳ではない。</p> <p>●年間に1件あるかどうかである。入札不調の場合は、指名業者を変えて再度入札を執行する。</p> <p>●過去に本市との業務委託を行った業者を中心に指名をした。配水管計画の作成は、委託業務としては簡単な内容なので、プロポーザル方式でなく、価格での指名競争入札とした。</p> <p>●今後研究していきたい。</p>
---	--

以上